八　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る年金給付関係情報 九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務　当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者に係る年金給付関係情報 十　［略］	［号を加える。］
第五十九条の二の二　［略］	八　［同上］
第五十九条の二の二　法別表第二の百十七の項の主務省令で定める事務は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。 一　道府県民税又は市町村民税に関する情報 二　住民票に記載された住民票関係情報	［同上］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第五十九条の二の二に係る改正規定は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

復興庁令

○復興庁令第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項、第六条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条並びに第四十四条第五項及び第八項の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号イ中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第四項」に、「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第四項」に改める。

別記様式第1の1から別記様式第8の2までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この庁令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別記様式第1の1から別記様式第8の2までの改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

省令

○総務省令第三十八号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏

地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十七を第一条の十九とする。

第一条の十六（見出しを含む。）中「第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項」を「第三十七条の二第十三項及び第三百十四条の七第十三項」に改め、同条を第一条の十八とする。

第一条の十五の次に次の二条を加える。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等）

第一条の十六　法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（次条第二項第四号において「申出書等」という。）を総務大臣に（市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出するものとする。

2　前項に規定する指定対象期間とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等）

第一条の十七　法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（次項第五号において「返礼品等」という。）を提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項）とする。

一　法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する旨

二　法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる基準に適合する旨

三　法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨

四　前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項

2　法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一　都道府県等の法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項において「第一号寄附金」という。）の募集の取組及び当該都道府県等が受領した第一号寄附金の額の実績について総務大臣が実施した調査の結果に関する書類